

相談室

世帯分離された者による

審査請求の取扱いについて

問

世帯分離された者による審査請求の取扱いについて教えて下さい。

答

1 世帯分離措置について

生活保護の実施は、世帯を単位として行うことを原則としているが（生活保護法（昭和二五年法律第一四四号。以下「法」という。）第一〇条本文）、これによりがたいときは、個人を単位として保護の要否及び程度を定めることができることとしており（法第一〇条ただし書）、この措置を世帯分離と称している。世帯分離は、世帯単位の原則によれば、法の目的である最低限度の生活の保障に欠けるとか、被保護者の自立を損なうと認められるような場合に、同一世帯ではあるが保護の要否及び程度を決定する上で別世帯と同じように扱うという擬制的、例外的措置であって、実施機関が、世帯の実情、抵所得世帯との均衡等を考慮しつつ、世帯分離要件該当性の有無を判断することによって行われる。

世帯分離は、既に述べたとおり、例外的措置であることから、世帯分離要件は、世帯分離を行う時点だけでなく、保護継続中も常に満たされていなければならぬものであり、少なくとも年に一回は世帯分離要件該当性の検討を行う必要がある。

そして、この検討を行うためには、世帯分離により保護を要しないこととされた者（以下「世帯分離された者」という。（注）の収入等その生活実態を把握すること及びそのための調査が必要となるが、この調査に世帯分離された者が協力しない場合には、当該世帯の世帯分離要件該当性の確認ができないことから、世帯分離を解除し、同一世帯と認定する保護の変更決定を行うとともに、再度必要な資料等の提出を求めるとなる（昭和三八年四月一日社保第三四号厚生省社会・援護局保護課長通知問一の九）。

このように世帯分離された者は、被保護者でないにもかかわらず、当該者の所属世帯の保護の要否判定や世帯分離継続の可否の検討のために必要な資料の提出を求められたり、

保護申請をせずとも所属世帯の世帯員変更の手続きのみによって被保護者とされる場合があるなど、生活保護の実施上特殊な地位にあると言える。

2 世帯分離された者による審査請求

このような世帯分離された者による

- ① 自己を所属世帯から分離する世帯分離処分に対する審査請求
 - ② 世帯分離された者の所属する世帯に対する行政処分についての審査請求
- について、行政機関はどのように対応すべきか検討する。

ア 世帯分離された者による審査請求の可否

世帯分離された者が①及び②の審査請求を行うことができるか否かは、当該者が①及び②に係る処分について審査請求を行うことができる者に該当するか否か、すなわち、行政不服審査法（昭和三七年法律第一

六〇号) 第四条に規定する「行政庁の処分
に不服がある者」に該当するか否かによる
ことになる。

ここで、「処分に不服がある者」とは、「当
該処分について不服申立をする法律上の利
益がある者、すなわち、当該処分により自
己の権利若しくは法律上保護された利益を
侵害され、又は必然的に侵害されるおそれ
のある者をい」い、「法律上保護された利益
とは、行政法規が私人等権利主体の個人的
利益を保護することを目的として行政権の
行使に制約を課していることにより保障さ
れている利益」(いわゆる主婦連ジュース訴
訟に関する最高裁昭和五三年三月一四日判
決)とされている。

以上のことを前提として検討すると、世
帯分離された者は、①に係る処分により生
活保護を受けられないこととなること、
生活保護受給権は「被保護者自身の最低限
度の生活を維持するために当該個人に与え
られた一身専属の権利」(いわゆる朝日訴訟
についての昭和四二年五月二四日最高裁大
法廷判決)であることから、世帯分離され
た者は①に係る処分により生活保護受給権
という自己の権利を直接侵害されたことにな
るので、①の場合には当然に審査請求が
できることになる。

次に②に係る処分については、世帯分離
された者を除く当該世帯の世帯員の保護受
給権に係る処分であって、通常、世帯分離
された者の保護受給権を直接侵害するもの
とは解されず、「自己の権利若しくは法律上

保護された利益を侵害された者」には該当
せず、世帯分離された者は②に係る処分
については、審査請求することができない
ものと解される。

イ 教示制度との関係

次に、世帯分離された者に対して、行政
不服審査法第五七条の規定による審査庁等
の教示が必要であるかどうかについて検討
する。

教示制度は、「不服申立てができるかどう
か、いつまでに、どこに不服申立てをすべ
きかなどの点が、相手方たる人民に不明瞭
な場合が少なくない」ため、「処分行政庁に
これらの事項について教示すべき義務を課
する」(田中二郎行政法(上)二四六頁)た
めに設けられたものである。

したがって、世帯分離された者に対して
教示が必要であるかどうかは、世帯分離さ
れた者がこれらの処分について審査請求を
なし得るか否かによることとなり、アで検
討した結果によれば、①に係る処分につ
いては教示が必要であり、②に係る処分につ
いては、教示は不要ということになる。

以上

(注) 世帯の方について保護を要しない場
合も考えられるが、ここでは除く。



水脈執筆者(順不同)

厚生省社会・援護局監査指導課

首席生活保護監査官

長橋 茂

日本障害者リハビリテーション協会
副会長

板山 賢治

目黒区福祉部

生活福祉課長

松浦いづみ

身体障害者療護施設「清松園」

施設長

神田 均